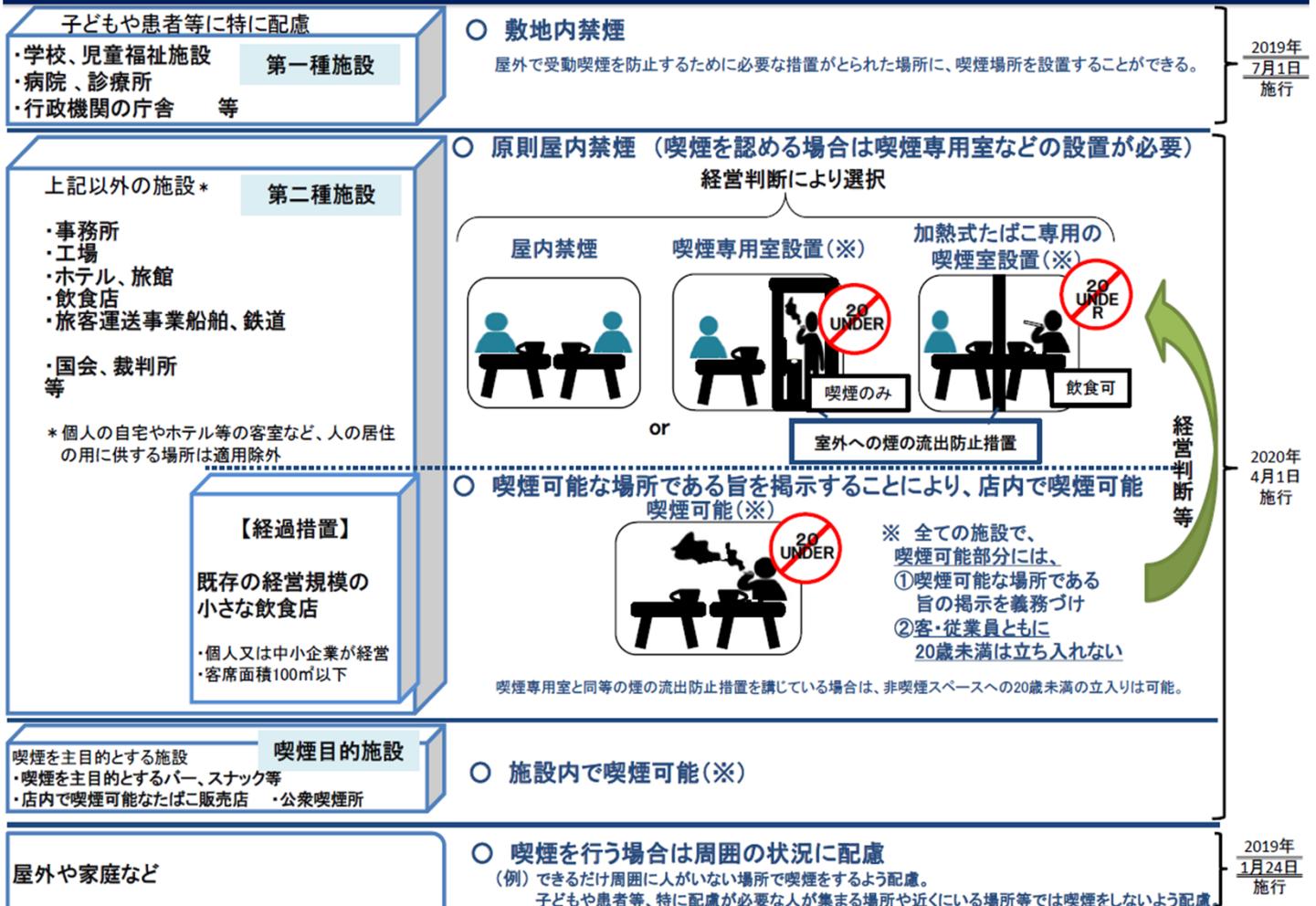


「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の策定について

健康増進法の一部を改正する法律が、2018年7月25日に公布され、2019年1月24日より順次施行されています。厚生労働省では、これらを踏まえて事業者における受動喫煙防止対策の一層の推進を図るために「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」を策定しています。

改正健康増進法の体系



ピクトグラムを用いた標識例



多くの施設において
屋内が原則禁煙に



20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入り禁止に



喫煙専用室



加熱式たばこ専用喫煙室



喫煙可能室

施設内に設置することができる「喫煙専用室」等に関しては、室外場所へのたばこ煙流出を防止するための構造及び設備に関する技術的基準を満たすための効果的な手法例が示されています。

(抜粋)

技術的基準を満たすための効果的な手法等の例

1 喫煙専用室

喫煙専用室については、喫煙専用室内のたばこの煙を効果的に屋外へ排出するため、また、出入口から非喫煙区域にたばこの煙が流出することを防ぐため、その設置場所及び施設構造を考慮する必要があること。

(1) 喫煙専用室の設置場所

就業する場所や人の往来が多い区域から適当な距離をとることが効果的であること。

また、中央管理方式の空気調和設備（エアコンディショナー）を採用している建物にあっては、当該設備の吸気口がある区域に喫煙専用室を設置すると、当該設備を通じて建物全体にたばこの煙が拡散する可能性が高いため、これを避けること。

(2) 喫煙専用室の施設構造

ア 壁の素材

喫煙によりタバコのヤニ等が壁に付着するため、清掃が容易な素材とすると喫煙専用室の維持管理がしやすいこと。

また、屋内側に面した壁に窓等を設置し、喫煙専用室内部の状況が見える構造にすると、火災予防対策や労務管理が容易となる効果があると考えられること。

イ 喫煙専用室内の備品類

備品を設置する場合は必要最低限とし、出入口から喫煙専用室内への airflow を妨げないような構造や配置とすることが効果的であること。なお、専ら喫煙の用途で使用することから、喫煙以外の用途で使用するものを設置することは認められないこと。

ウ 喫煙専用室の扉・給気口（ガラリ）

喫煙中の喫煙専用室の扉の状態として、扉を常時開放しておく方法と、扉を閉鎖して人が出入りする時のみ開放する方法があること。両手法についての留意すべき事項は以下のとおりであること。

なお、いずれの手法についても、喫煙専用室内の空気を屋外に排気する装置（以下「屋外排気装置」という。）等の機器を稼働させた状態において、扉を開放した際の開口面において喫煙専用室内に向かう airflow 0.2メートル毎秒以上が確保されていることが必要であること。

(7) 喫煙中、常時扉を開放して使用する手法

出入口においてたばこの煙を防ぐ物理的な障壁がなく、air flow でたばこの煙の漏れを防止しているため、空気調和設備の稼働時の air flow の変化に特に注意する必要があること。

(1) 喫煙中は扉を閉鎖して使用し、人が出入りする時のみ扉を開放する手法

喫煙専用室内への十分な給気を確保できるだけの給気口（ガラリ）を扉や扉の開放時に遮られる側壁等に設置すること。

閉鎖時に空気が乱れにくいように、スライド式の扉を設置するとより効果的であること。

エ 出入口におけるのれん等の設置

喫煙専用室の出入口にのれん等を設置し、開口面積を狭めると、より少ない換気量で一定以上の airflow を確保することができること。

オ エアカーテンの活用

喫煙専用室の扉を開放して使用する場合は、出入口にエアカーテン（天井等に取り付けたユニットから床に向かって空気を吹き出し、冷暖房、煙、埃等の遮断を目的とした送風機器をいう。）を設置してたばこの煙の漏れを防止する対策も考えられること。なお、たばこの煙が室外に流出しないよう、風向きや風量を適切に調節する必要があること。

カ 空気調和設備

空気調和設備を使用する場合は、吹出し口の近傍に遮蔽板を設置するなど、空気調和設備から吹き出した空気が喫煙専用室の出入口における airflow に影響を与えないよう十分配慮すること。

キ 屋外排気

(7) 屋外排気装置

屋外排気装置の例として、換気扇、天井扇、ラインファン、遠心ファン等があること。

(1) 喫煙専用室の形と屋外排気装置等の配置

同じ床面積であれば喫煙専用室の形は長方形とし、出入口と屋外排気装置は相対する短辺側に設けると、喫煙専用室内の効率的な換気が可能となること。

屋外排気装置で排気したたばこの煙が人の往来が多い区域や他の建物の開口部に流入しないよう、排気する場所も含めて喫煙専用室の設置場所は配慮することが望ましいこと。

(5) 技術的基準に関する経過措置

① 施行時点で既に存在している建築物等であって、管理権原者の責めに帰することができない事由によって、喫煙専用室の屋外排気が困難な場合にあっては、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準（別紙1の2の(1)のイ）に一定の経過措置が設けられていること。この場合、次に掲げる要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置すること。

- ・扉を開放した状態の開口面において喫煙専用室内に向かう airflow 0.2メートル毎秒以上が確保されていること。
- ・総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること。
- ・当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊

出典：厚生労働省

職場における受動喫煙防止対策について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anken/kitsuen/index.html

「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000524718.pdf>

受動喫煙対策

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

「なくそう！望まない受動喫煙」

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

空調設備ニュース

●編集 技術委員会空調部会

●発行所 (一社)大阪空調和衛生工業協会

大阪市中央区安土町1丁目7-20 新トヤマビル3階

TEL.06-6271-0175 FAX.06-6271-0177

URL.<http://daikuei.com/>